

事務連絡
令和8年(2026年)5月1日

各訪問看護ステーション管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長

医療措置協定未締結の訪問看護事業所に係る医療機関等情報支援システム
(G-MIS)のユーザー登録について(依頼)

平素より、本県の医療福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国において、医療用手袋等の供給状況を踏まえ、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、必要に応じた対応を検討されているところです。

つきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の3に基づく都道府県との医療措置協定を締結していない訪問看護ステーションにおいては、G-MISのユーザー登録が行われていないことから、希望される訪問看護ステーションにおいては、ご検討のうえ下記のとおり登録をお願いいたします。

なお、本件は緊急的な対応としてユーザー登録をお願いするものであり、本登録により医療措置協定の締結が求められるものではありません。

記

1 対象

医療措置協定未締結の訪問看護ステーション (既にG-MIS登録済みの場合は対応不要)

2 依頼内容

希望される訪問看護ステーションを県で取りまとめます。以下URLまたは二次元コードによりユーザー登録の事前手続きをお願いします。

<しがネット受付サービス>

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/9177648765484484628>



3 提出期限

令和8年5月8日(金)

4 留意事項

- (1)様式の各項目は全て必須項目であるため、記入漏れのないようご注意ください。
- (2)登録後、令和8年5月中旬頃に、登録したメールアドレス宛てに、国からアカウント発行に係るメールが送付されるため、当該メールに従いパスワード設定を行ってください。
- (3)今後、医療物資の確保が困難となった場合には、G-MIS上で「緊急配布要請(SOS)」を行うことが可能となる予定です。

※本件は、医療機関等の状況を把握するための重要な手続きであるため、国の示す上記期限までに対応いただくようお願いいたします。

(担当)

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

E-mail : ed00@pref.shiga.lg.jp

在宅介護指導係 TEL:077-528-3523

在宅医療福祉・認知症施策推進係 TEL:077-528-3522